



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所

編集兼印刷発行人 神戸市長

発行日 毎週火曜日

目次

- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（御影東町区自治会）
[企画調整局参画推進課] 1889
- ▽地縁による団体の認可についての告示（常本自治会）
[企画調整局参画推進課] 1889
- ▽神戸市立西図書館移転に伴う臨時休館
[文化スポーツ局中央図書館総務課] 1890
- ▽災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定 [危機管理室地域安全推進担当] 1890
- ▽災害対策基本法に基づく指定避難所の指定 [危機管理室地域安全推進担当] 1891
- ▽神戸市営住宅等の駐車場に係る利用料金の承認 [建築住宅局住宅管理課] 1891

公 告

- ▽神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更
[経済観光局農政計画課] 1892
- ▽神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理審議会の委員選挙について投票を行わない旨の公告 [都市局工務課] 1892
- ▽神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理審議会の委員選挙の候補者 [都市局工務課] 1893
- ▽建築協定書の公開による意見の聴取（フォレストパーク北落合建築協定）
[建築住宅局建築指導部建築安全課] 1893
- ▽神戸市環境影響評価等に関する条例による事後調査報告書の概要書の写しの縦覧（神戸山田太陽光発電所建設事業）
[環境局環境保全課] 1894
- ▽神戸市環境影響評価等に関する条例による事後調査報告書の概要書の写しの縦覧（国営明石海峡公園（神戸地区））
[環境局環境保全課] 1895
- ▽神戸市環境影響評価等に関する条例による事後調査報告書の概要書の写しの縦覧（（仮称）白川地区土地造成事業）
[環境局環境保全課] 1895

- ▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（神戸市役所本庁舎2号館再整備事業一式）
[都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課] 1896
- ▽建築基準法第86条の2第6項の規定による一団地の区域
[建築住宅局建築指導部建築安全課] 1897
- ▽製造工場用地の買受人の公募（神戸複合産業団地（神戸テクノ・ロジスティックパーク）〔工業17-1工区〕）
[都市局企業誘致課] 1898
- ▽都市公園の区域変更（湊川公園）
[建設局公園部管理課] 1900
- ▽都市計画の決定に伴う都市計画案の縦覧（神戸国際港都建設計画通路）
[都市局都市計画課] 1900
- ▽都市計画の変更に伴う都市計画案の縦覧（神戸国際港都建設計画都市再生特別地区ほか）
[都市局都市計画課] 1901
- ▽開発行為に関する工事の完了（垂水区域が山5丁目）
[都市局都市計画課] 1902

区 役 所

- ▽臨時運行許可番号標の失効
[兵庫区総務部市民課] 1903

水 道 局

- ▽神戸市水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程 [水道局営業課] 1904
- ▽神戸市指定給水装置工事事業者の廃止 [水道局配水課] 1906
- ▽神戸市指定給水装置工事事業者の指定 [水道局配水課] 1906

人 事 委 員 会

- ▽職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 [人事委員会事務局任用課] 1907

| |
|-----|
| 告 示 |
|-----|

神戸市告示第385号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年8月26日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体**(1) 名称**

御影東町区自治会

(2) 主たる事務所

神戸市東灘区御影本町2丁目4番12号

(3) 代表者の氏名

柳谷 茂昭

(4) 代表者の住所

神戸市東灘区御影本町2丁目10番8号

2 変更があった事項及びその内容**(1) 代表者の氏名**

「吉村 和雄」を「柳谷 茂昭」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市東灘区御影本町2丁目1番9号」を「神戸市東灘区御影本町2丁目10番8号」に改める。

3 変更の年月日

令和3年6月27日

神戸市告示第386号

地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年8月26日

神戸市長 久元喜造

1 名称

常本自治会

2 規約に定める目的

この会は、快適で充実した生活が送れるよう、良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。

- (2) 区域内の清掃、緑化推進などの環境整備を図ること。
- (3) 集会施設その他の財産の維持管理を図ること。
- (4) 生活改善、文化、体育等に関すること。
- (5) 防火、防犯等に関すること。
- (6) 市政への協力及び他団体等との連絡調整に関すること。
- (7) 地域内における農会等各種団体の活動支援に関すること。
- (8) その他目的達成に必要なこと。

3 区域

この会の区域は、神戸市西区平野町常本全域とする。

4 主たる事務所

神戸市西区平野町常本260番地の1

5 代表者の氏名

中部 義昭

6 代表者の住所

神戸市西区平野町常本201番地

7 裁判所による代表者の職務執行の停止

なし

8 職務代行者の選任

なし

9 代理人

なし

10 規約に定めた解散の事由

総会において全会員の4分の3以上の同意により解散する。

11 認可年月日

令和4年8月23日

神戸市告示第399号

神戸市立図書館条例施行規則（令和2年3月規則第91号）第2条の規定に基づき、神戸市立西図書館の移転開館のため、下記の日程について臨時休館とする。

令和4年8月31日

神戸市長 久元喜造

1 臨時休館日

令和4年9月1日（木）から令和4年9月30日（金）まで

神戸市告示第400号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難

場所を指定したので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年9月1日

神戸市長 久元喜造

| 施設・場所名 | 住所 | 対象とする異常な現象の種類 | | | | | 指定避難所との重複 |
|------------|-------------------|---------------|--------------|----|----|--------|-----------|
| | | 洪水 | 崖崩れ、土石流及び地滑り | 地震 | 津波 | 大規模な火事 | |
| 神戸大学テニスコート | 神戸市東灘区青木4丁目1番 | | | | | 1 | |
| 神戸大学 | 神戸市灘区六甲台町1番1号 | | | | 1 | 1 | |
| 磯上体育館 | 神戸市中央区八幡通2丁目1番38号 | 1 | 1 | | 1 | | ○ |

※「対象とする異常な現象の種類」の凡例

災害対策基本法では、政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならないと定められていることから、各指定緊急避難場所が対象とする異常な現象の種類に「1」を記入している。

神戸市告示第401号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定に基づき、指定避難所を指定したので、同条第2項において読み替える同法第49条の4第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年9月1日

神戸市長 久元喜造

| 施設名 | 住所 | 指定緊急避難場所との重複 |
|-------|-------------------|--------------|
| 磯上体育館 | 神戸市中央区八幡通2丁目1番38号 | ○ |

神戸市告示第402号

神戸市営住宅条例（平成9年4月条例第12号。以下「市営住宅条例」という。）第74条の規定により、神戸市営住宅及び神戸市厚生年金住宅の指定管理者となった日本管財株式会社が、市営住宅条例第68条第1項の規定により、その収入として収受する神戸市営住宅の駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について、市営住宅条例第68条第2項の規定により承認をしたので、市営住宅条例第68条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月13日

神戸市長 久元喜造

1 利用料金の額

- (1) 公営住宅（借上げに係るものを除く。）の共同施設として設置された駐車場の利用料金
- ア 国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置された駐車場の利用料金

| 公営住宅の名称 | 駐車場の名称 | 利用料金月額 |
|-----------|--------------|---------|
| 神戸市営新日吉住宅 | 神戸市営住宅新日吉駐車場 | 14,700円 |

2 施行日

令和4年10月1日

公 告

神戸市公告第171号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年8月31日

神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造

| 土地の表示 | | | | | | 変更内容 |
|-------|---|--------|-----|-------------------------|-------------------|--------------------|
| 市 | 区 | 町 | 字 | 地番 | 面積 | |
| 神戸 | 北 | 大沢町神付 | 北之本 | 45番1 のうち 別図の斜線部分 | 1,059㎡のうち 78㎡ | 農用地区域から除外する。 |
| 神戸 | 西 | 伊川谷町小寺 | 吉末 | 132番1 のうち 別図の斜線部分 | 2,413㎡のうち 108㎡ | 農業用施設用地に用途区分を変更する。 |

別図は省略する。

神戸市公告第172号

令和4年9月11日に執行する神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理審議会の委員の選挙については、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定による届出のあった候補者の数が当該選挙において選挙すべき委員の数を超えないので、投票を行

わない旨同令第26条の規定により公告します。

令和4年8月31日

神戸市長 久元喜造

神戸市公告第173号

令和4年9月11日に執行する神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理審議会の委員の選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定により届出のあった候補者は次のとおりであるので、同条第5項の規定により公告します。

令和4年8月31日

神戸市長 久元喜造

| 区分 | 氏名又は名称 | 住所又は主たる事務所の所在地 |
|--|--------------|--------------------|
| 施行区域内 の宅地の所 有者のうち から選挙さ れる委員の 候補者 | 東元利之 | 神戸市北区鈴蘭台北町2丁目2番30号 |
| | 西哲 | 神戸市北区鈴蘭台北町2丁目2番27号 |
| | 古谷浩一 | 西宮市名次町6番23号 |
| | 木戸博和 | 神戸市北区北五葉6丁目9番41号 |
| | 本木戸合名会社 | 神戸市北区北五葉6丁目8番35号 |
| | 新谷雅史 | 神戸市北区鈴蘭台北町2丁目8番24号 |
| | 生活協同組合コープこうべ | 神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号 |
| | 神戸電鉄株式会社 | 神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号 |

神戸市公告第174号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和4年9月1日

神戸市長 久元喜造

- 1 建築協定の名称
フォレストパーク北落合建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市須磨区北落合4丁目5番10 他
- 3 公開による意見の聴取の開催日時
令和4年9月28日（水）
14時00分から14時30分まで
- 4 公開による意見の聴取の場所
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

三宮国際ビル6階
建築住宅局602会議室

5 連絡先

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話 (078) 595-6555

神戸市公告第175号

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第29条第3項の規定により次の対象事業に係る同条第1項の規定による事後調査の結果を記載した報告書及びその概要を記載した書類（以下「概要書」という。）の提出があったので、同条第4項の規定により公告するとともに、当該概要書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和4年9月1日

神戸市長 久元喜造

1 対象事業の概要

(1) 対象事業の名称

神戸山田太陽光発電所建設事業

(2) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者：神戸山田太陽光発電所合同会社

代表者：代表社員 ベイワ・アールイー・ソーラープロジェクト・ゲーエムベーハー
職務執行者 神山 尚人

所在地：神戸市北区山田町原野字舟田39番地の4

(3) 対象事業の種類及び規模

事業の種類：太陽光発電所の建設

事業地面積：107.4ha

発電出力：40MW

(4) 対象事業の位置

神戸市北区山田町坂本、東下、中

2 縦覧の期間

令和4年9月1日（木曜）から9月14日（水曜）まで

3 縦覧の場所

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号

三宮プラザEAST 2階

神戸市環境局環境保全課

4 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

神戸市公告第176号

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第29条第3項の規定により次の対象事業に係る同条第1項の規定による事後調査の結果を記載した報告書及びその概要を記載した書類（以下「概要書」という。）の提出があったので、同条第4項の規定により公告するとともに、当該概要書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和4年9月1日

神戸市長 久元喜造

1 対象事業の概要**(1) 対象事業の名称**

国営明石海峡公園（神戸地区）

(2) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者：国土交通省

代表者：国土交通大臣 齊藤 鉄夫

所在地：神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎7階

国土交通省近畿地方整備局国営明石海峡公園事務所

(3) 対象事業の種類

レクリエーション施設の建設

(4) 対象事業の位置

神戸市北区山田町藍那字傳庫、字相坂、字下相坂、字畑、字下小野、字中小野、字上小野、字代ヶ谷、字平、字太ヶ谷、字猿田、字田代、字西山地内及び同町下谷上字中一里山、西区伊川谷町布施畑字柏木谷地内並びに同区押部谷町木見字又度ノ二地内

2 縦覧の期間

令和4年9月1日（木曜）から9月14日（水曜）まで

3 縦覧の場所

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号

三宮プラザEAST 2階

神戸市環境局環境保全課

4 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

神戸市公告第177号

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第29条第3項の規定により次の対象事業に係る同条第1項の規定による事後調査の結果を記載した報告書及びその概要を記載した書類（以下「概要書」という。）の提出があったので、同条第4項の規定により公告するとともに、当該概要書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和4年9月1日

神戸市長 久元喜造

1 対象事業の概要

- (1) 対象事業の名称
（仮称）白川地区土地造成事業
 - (2) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
事業者：株式会社兵庫環境
代表者：代表取締役 松岡 成二
所在地：神戸市中央区古湊通2丁目2番28号
 - (3) 対象事業の種類
陸域の土砂埋立または盛土
 - (4) 対象事業の位置
神戸市北区山田町下谷上字中一里山16-20、16-21、16-22、16-23、16-26
神戸市須磨区白川字地藏坊740-1、740-2、741、741-2、742、743、744、744-2、744-3、
745、746、747、748、749、750
- 2 縦覧の期間
令和4年9月1日（木曜）から9月14日（水曜）まで
 - 3 縦覧の場所
神戸市中央区磯上通7丁目1番5号
三宮プラザEAST 2階
神戸市環境局環境保全課
 - 4 縦覧の時間
午前9時から午後5時まで

神戸市公告第178号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札（総合評価落札方式）により落札者を決定したので、次のとおり公告します。

令和4年9月1日

神戸市長 久元喜造

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
神戸市役所本庁舎2号館再整備事業一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課
神戸市中央区御幸通6丁目1-12 三宮ビル東館6階
- 3 落札者を決定した日
令和4年8月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 代表企業
オリックス不動産株式会社
代表取締役 深谷 敏成

東京都港区浜松町2丁目3番1号

(2) 構成企業

阪急阪神不動産株式会社

代表取締役 諸富 隆一

大阪市北区芝田一丁目1番4号 阪急ターミナルビル内

関電不動産開発株式会社

代表取締役社長 藤野 研一

大阪市北区中之島3丁目3番23号

大和ハウス工業株式会社

代表取締役社長 芳井 敬一

大阪市北区梅田3丁目3番5号

芙蓉総合リース株式会社

代表取締役社長 織田 寛明

東京都千代田区麴町五丁目1番地1 住友不動産麴町ガーデンタワー

株式会社竹中工務店

取締役社長 佐々木 正人

大阪市中央区本町四丁目1番13号

安田不動産株式会社

代表取締役社長 中川 雅弘

東京都千代田区神田錦町二丁目11番地

(3) 協力企業

株式会社日建設計

代表取締役社長 大松 敦

東京都千代田区飯田橋二丁目18番3号

5 落札金額

10,999,267,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続き

入札価格が神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第10条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内にあり、かつ神戸市役所本庁舎2号館再整備事業者選定委員会の審査結果の答申を受け、落札者を決定しました。

7 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日

令和3年8月27日

神戸市公告第179号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、次に掲げる公告認定対象区域内における同法第86条第1項又は第2項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「同一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、当該公告認定対象区域内の他の同一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防

火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので同法第86条の2第6項の規定により公告します。

なお、当該公告認定対象区域を表示した図書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和4年9月1日

(特定行政庁) 神戸市長 久元喜造

公告認定対象区域

神戸市須磨区友が丘七丁目115番1、115番2、116番

神戸市公告第182号

神戸複合産業団地（神戸テクノ・ロジスティックパーク）〔工業17-1工区〕における製造工場用地の買受人の公募を次のとおり行います。

令和4年9月13日

神戸市長 久元喜造

1 公募区画

| 所 在 | 用途地域 | 地 目 | 面 積 |
|------------------|--------|-----|------------|
| 神戸市西区見津が丘6丁目18番1 | 工業専用地域 | 宅地 | 12,095.94㎡ |

注1) 契約は、上記記載面積にて締結します。

2) 公募区画の分割はできません。

3) 建ぺい率は60%、容積率は200%です。

4) 当該区画を含む区域は「神戸複合産業団地地区計画（平成27年12月7日変更）」が定められています。

5) 当該区画は盛土による造成を行っています。

2 公募のしおり・申込用紙の配布

(1) 配布期間

令和4年9月13日（火）から令和4年11月7日（月）まで

（ただし、土日祝日は除く。）

(2) 公募のしおりの配布方法

原則、電子データで配布 ※手渡しでも可

公募のしおりを希望される方は、電子メールにてお申込みください。その際、メールのタイトルは「神戸テクノ・ロジスティックパーク製造工場用地（第2回公募）公募のしおりの送付について」とし、本文に下記の事項を記載してください。

<記載事項>

- ① 法人名称、部署、担当者名
- ② 電話番号
- ③ メールアドレス（データ送付先）

④ 公募のしおりの使用目的

(申込先) メールアドレス：yuchi_kobo@office.city.kobe.lg.jp

※申込用紙の配布方法については、公募のしおりをご覧ください。

3 現地見学会

令和4年10月3日(月) 午前10時～午前11時

※要事前予約。申込み方法等は、公募のしおりをご覧ください。

※雨天決行。ただし、荒天の際は変更する場合があります。

4 受付期間・受付方法

(1) 受付期間

令和4年10月25日(火) から令和4年11月7日(月) 午後5時まで

(ただし、土日祝日は除く。)

(2) 受付方法

郵送又は持参

5 申込み条件等

(1) 対象事業者

当該区画を買受け、かつ、「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和39年法律第145号)」第2条第3号に規定する製造工場等を、自ら建設・経営する事業者が対象になります。

(2) 申込者の資格

公募のしおりに定める資格要件を満たす者。

(3) その他の条件

土地利用計画との整合、土地利用上の制限、操業等の義務、権利の譲渡等の制限、連帯保証人及び契約の履行等について、公募のしおりに定めるところによります。

6 最低提案価格及び申込価格

(1) 最低提案価格

979,771,000円(1平方メートル当たり81,000円)

(2) 申込価格

(1)の最低提案価格以上とします。

(3) 支払方法

土地売買契約締結の日までに土地売買代金の10%、土地引渡しの日までに土地売買代金の総額の残額をお支払いください。

7 買受人の決定

(1) 買受申込書等提出された資料に基づき、買受人としての資格等の有無について審査します。

(2) (1)の資格審査で買受人としての資格等を有するとされた申込者を対象として、申込価格提案書を開封します。

(3) 複数の事業者からの申込みがある場合は、申込価格提案書に記載された申込価格が最も高い事業者を買受人として決定し、買受人としての資格を有する申込者に結果を通知します。なお、申込価格提案書において申込価格が同額の場合は、申込価格提案書の開封時に抽選を行い、優先順位を決定します。

(4) 買受人に決定した事業者と契約締結に至らなかった場合は、次点の事業者を買受人に決定します。

(5) 買受人の決定後に、買受人の都合により契約を辞退した場合は、原則として辞退の日から1年間は、都市局企業誘致課が実施する公募への参加はできません。

8 契約の締結

契約は、買受人の決定から概ね3ヶ月後までに公正証書により締結していただきます。

契約締結後、神戸市のホームページで公募結果の公表を行います。公表する項目は、件名、公募区画、買受人事業者名、土地売買価格とします。

9 土地の引渡し

土地の引渡しは、土地売買代金及びその他本市に支払う金銭が完納された後、現地立会いの上、現状有姿で土地引渡書により行います。

10 その他

公募の詳細については、公募のしおりをご覧ください。

神戸市公告第183号

都市公園の区域を変更するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年9月13日

神戸市長 久元喜造

1 区域を変更する都市公園

(1) 名称、位置及び区域

| 名称 | 位置 | 区域 | 備考 |
|------|------------------------|------------------------|----|
| 湊川公園 | 兵庫区荒田町1丁目 兵庫区新開地1丁目 | 神戸市建設局公園部管理課備付けの図面のとおり | 拡張 |

(2) 供用開始の年月日

令和4年9月13日

神戸市公告第184号

都市計画を決定したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該都市計画の案を令和4年9月13日から令和4年9月27日まで公衆の縦覧に供します。

なお、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について神戸市に意見書を提出することができます。

令和4年9月13日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

| 1 都市計画の種類 | 2 都市計画を決定する土地の区域 |
|--------------|--|
| 神戸国際港都建設計画通路 | 〈1号三宮駅前通路〉 神戸市中央区雲井通8丁目 〈2号三宮駅前南通路〉 神戸市中央区雲井通8丁目 〈3号三宮駅前地下交通広場地上連絡通路〉 神戸市中央区雲井通8丁目 〈4号三宮駅前玄関交通広場地下連絡通路〉 神戸市中央区雲井通8丁目 〈5号三宮駅前玄関交通広場上部連絡通路〉 神戸市中央区雲井通8丁目 〈6号三宮駅前西通路〉 神戸市中央区雲井通8丁目 |

3 都市計画の案の縦覧場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

三宮国際ビル6階

都市局都市計画課

神戸市公告第185号

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該都市計画の案を令和4年9月13日から令和4年9月27日まで公衆の縦覧に供します。

なお、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について神戸市に意見書を提出することができます。

令和4年9月13日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

| 1 都市計画の種類 | 2 都市計画を変更する土地の区域 |
|--------------------|---|
| 神戸国際港都建設計画都市再生特別地区 | 〈三宮駅前第2地区〉 神戸市中央区雲井通8丁目 |
| 神戸国際港都建設計画道路 | 〈3.5.80号都賀川三宮線〉 神戸市中央区雲井通8丁目 〈8.7.1号三宮駅前線〉 神戸市中央区雲井通6丁目、7丁目、8丁目、 加納町5丁目、三宮町1丁目 〈8.7.2号三宮駅南線〉 神戸市中央区雲井通8丁目 |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>神戸国際港都建設計画交通広場</p> | <p>〈8.7.26号三宮駅東線〉 神戸市中央区雲井通6丁目、7丁目、8丁目 〈8.7.27号三宮駅バスターミナル線〉 神戸市中央区雲井通4丁目、5丁目、6丁目、7丁目、8丁目、 小野柄通5丁目、6丁目、7丁目 〈4号三宮駅前玄関交通広場〉 神戸市中央区雲井通8丁目 〈5号三宮駅前交通広場〉 神戸市中央区雲井通7丁目、8丁目 〈6号三宮駅前地下交通広場〉 神戸市中央区雲井通8丁目</p> |
| <p>神戸国際港都建設計画生産緑地地区</p> | <p>〈有野36生産緑地地区〉 神戸市北区有野中町2丁目 〈玉津127生産緑地地区〉 神戸市西区二ツ屋2丁目 〈出合5生産緑地地区〉 神戸市西区中野1丁目 〈伊川谷30生産緑地地区〉 神戸市西区伊川谷町有瀬</p> |
| <p>神戸国際港都建設計画公園</p> | <p>〈3.3.82号笹ノ尾公園〉 神戸市西区見津が丘5丁目</p> |
| <p>神戸国際港都建設計画緑地</p> | <p>〈22号木見東緑地〉 神戸市西区見津が丘5丁目</p> |
| <p>神戸国際港都建設計画地区計画</p> | <p>〈複合産業団地地区計画〉 神戸市西区見津が丘1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目 〈旧居留地地区地区計画〉 神戸市中央区西町、明石町、播磨町、浪花町、京町、江戸町、伊藤町、東町、前町及び海岸通</p> |

3 都市計画の案の縦覧場所
 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
 三宮国際ビル6階
 都市局都市計画課

神戸市公告第186号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭

和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告します。

令和4年9月13日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
神戸市垂水区城が山5丁目1405番1、1408番1、1408番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市垂水区城が山5丁目5番8号
平海 良美
- 3 許可番号
令和3年10月27日 第8018号
(変更許可 令和4年8月17日 第2017号)

区 役 所

神戸市兵庫区公告第34号

次の臨時運行許可番号標(以下「番号標」という。)が失効したので、神戸市自動車臨時運行許可規則(昭和28年3月規則第14号)第5条第3項の規定により公告します。

令和4年8月29日

神戸市兵庫区長 岡本康憲

| 番号標に記載された番号 | 失効年月日 |
|-------------|-----------|
| 神戸55-42神戸 | 令和4年8月29日 |

水道局

神戸市水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年8月30日

神戸市水道事業管理者 山本泰生

神戸市水道管理規程第8号

神戸市水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程

神戸市水道局徴収事務委託規程（令和4年3月神戸市水道管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第7条関係）

| | |
|-----------|--------------|
| No. _____ | |
| | 受託者証 |
| | 「受託業務名」 |
| □ | 受託会社名 _____ |
| | 従事者氏名 _____ |
| | 有効 期限 |
| | 神戸市水道事業管理者 ㊟ |

- 1 この証書は、受託業務を行う場合には必ず携帯しなければならない。
- 2 この証書は、関係者の請求があった場合は、いつでも提示しなければならない。
- 3 この証書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 この証書は、有効期限が満了し、又は委託契約を解除したときは、直ちに返納しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、令和4年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この管理規程の施行の際、現に交付されているこの管理規程による改正前の神戸市水道局徴収事務委託規程第7条の規定による身分証明書は、当該身分証明証の有効期間が満了するまでの間は、なおその効力を有する。
-

神戸市水道告示第21号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和4年9月13日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 代表者 | 廃止年月日 |
|-------|-------|----------------|-------|-----------|
| 70537 | 大和テック | 明石市沢野南町1丁目5番4号 | 長田 和也 | 令和4年8月30日 |

神戸市水道告示第22号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和4年9月13日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 代表者 | 指定年月日 |
|-------|-------------|----------------|-------|-----------|
| 70537 | 株式会社大和テック | 明石市沢野南町1丁目5番4号 | 長田 和也 | 令和4年8月31日 |
| 42213 | ゼンスイシテム株式会社 | 尼崎市東七松町2丁目4-19 | 笹井 一磨 | 令和4年8月31日 |

人事委員会

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月26日

神戸市人事委員会事務局

委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第2号

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（平成28年4月1日人委規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線の表示部分について、改正後の欄に掲げる下線の表示部分のとおり追加する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（任命方法の一般的基準）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 再任用並びに再任用された職員の昇任、降任及び転任に関して、第5条以下の規定を適用しない。<u>ただし、人事委員会が特に必要があると認め別の定めをしたときは、この限りでない。</u></p> | <p>（任命方法の一般的基準）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 再任用並びに再任用された職員の昇任、降任及び転任に関して、第5条以下の規定を適用しない。 _____ _____ _____</p> |

附 則

この規則は、令和4年8月18日から施行する。